

**外国人起業活動促進事業委託
受託候補者選定に係る実施要領**

(趣旨)

第1条 「外国人起業活動促進事業委託」をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下、「実施要綱」という。）及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- (1) 当該業務の実施方針
- (2) 当該業務に関する具体的な提案
- (3) 実施体制
- (4) 類似業務実績
- (5) 参考見積書
- (6) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務内容の理解度
- (2) 業務実施方針の妥当性
- (3) 制度紹介と制度利用の促進の方法
- (4) 問合せ対応・計画申請サポートの方法
- (5) 在留資格認定後の活動支援の方法
- (6) その他提案者による提案業務の内容
- (7) 従事スタッフの構成・専門性・人数など
- (8) 運営計画の妥当性
- (9) 類似業務の実績

(10) 企業としての取組

- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
- (2) ヒアリング
- (3) 提案書の評価
- (4) 評価結果の集計及び報告

2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。

- | | | |
|------|-----|----------------|
| 委員長 | 経済局 | 総務課長 |
| 副委員長 | 経済局 | 中小企業振興課長 |
| 委員 | 経済局 | イノベーション推進課担当課長 |
| | 経済局 | 企業投資促進課担当係長 |
| | 国際局 | 政策総務課担当係長 |

※機構改革により組織名称が変更した場合、機構改革後の組織名称に読み替えることとします。

- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4の出席をもって成立する。
- 5 評価委員の採点の合計点数が満点の5/10以上の中から、もっとも点の高い者を受託候補者とする。
- 6 評価が同点の場合は、次の順序で上位の提案をプロポーザルの上位者とする。
 - (1) 評価の換算式が2倍の評価項目の合計点が上位の者
 - (2) 「提案内容に関する視点」の評価項目の合計点が上位の者
- 7 委員長は、評価結果を経済局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

(評価結果の通知)

第6条 経済局入札参加資格審査・指名業者選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必要事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

(停止条件)

第7条 令和7年度予算が横浜市議会において議決されることを停止条件とする。予算の議決がなされないときは、本プロポーザルの実施及び特定等に関する審査は成立しないものとする。

附 則

この要領は、令和7年1月21日から施行する。